

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和5年1月11日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200191号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200070号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(後にB社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成元年10月1日から同年5月23日に訂正し、同年5月から同年9月までの標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

平成元年5月23日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年5月23日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成元年5月から同年9月までの標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

平成元年5月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額11万8,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年5月23日から同年10月1日まで

平成元年5月23日からA社に勤務していたが、国の記録によると、厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、平成元年10月1日と記録されており、事実と相違している。給与明細書を提出するので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求者から提出されたA社に係る給与明細書及び在職証明書等により、請求者が請求期間においてA社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる保険料額又は標準報酬

月額決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額及び請求者の平成元年10月のオンライン記録から、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の届出及び保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間について、請求者から提出された給与明細書により、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（24万円）が、上記1の厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額（11万8,000円）を超えていることが認められる。

したがって、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び日本年金機構の回答により、24万円とすることが必要である。

なお、請求期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額11万8,000円を除く。）として記録することが必要である。